

第48回下妻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項 (令和3年9月21日開催)

茨城県は、県独自で発令していた非常事態宣言を9月19日で解除しましたが、国の緊急事態宣言は、茨城県を含む19都道府県に9月30日まで発令されていることから、本市においては、国の緊急事態宣言を踏襲し、以下のとおり対応することとします。

本市の対応について

(1)、(2)の対応については9月30日(木)まで継続とする。

(1) 各部署の事業・行事等について

- 不特定多数の参加が予定されている事業等に関しては、原則中止とする。
- 延期が可能であれば延期を検討する。
- 緊急性・必要性の観点から実施が不可欠であるときは、人数制限や感染対策の徹底、リモート開催など、各部署等の判断で行う。

(2) 公共施設等について

- 公共施設等は、屋内・屋外を問わず、原則閉鎖を継続する。

(3) 市立小中学校について

- 9月27日(月)から、給食を再開する。
- 授業は原則として、9月27日(月)から9月30日(木)までは短縮5時間(オンライン授業も継続)、10月1日(金)からは6時間とする。
- 中学校の部活動は原則として、9月27日(月)から9月30日(木)までは2時間程度、10月1日(金)からは通常とする。

(4) 市立幼稚園について

- 9月27日(月)から、給食と通常保育を再開する。

※上記決定事項については、感染状況等や国・県の動向により変更となる場合があります。